

後期基本計画の刊行にあたって

市制施行60周年を迎えた平成26(2014)年、本市は、12年間にわたる長期的な市政指針である「習志野市基本構想」に基づいたまちづくりをスタートしました。

基本構想では、本市が目指すべき姿として、将来都市像「未来のために～みんながやさしさでつながるまち～習志野」を掲げています。この将来都市像を実現するために「3つの目標」を掲げ、さらにこの目標達成を支えるため、自立的都市経営の推進として「3つの重点プロジェクト」を定めています。計画期間の前半6年間においては、前期基本計画を掲げ、これに基づいたさまざまな施策を展開してまいりました。

本格的な少子高齢化時代を見据えた基本構想策定の後、国においては、わが国が直面する人口減少・少子高齢化に政府一体となって取り組み、将来にわたって活力ある社会を維持するために「まち・ひと・しごと創生本部」が平成26(2014)年9月に設置され、地方創生の取り組みが始まりました。また、令和22(2040)年頃の自治体が抱える行政課題を想定し、今後の自治体行政のあり方を展望して早急に取り組むべき対応策を検討するため、平成29(2017)年、総務省に「自治体戦略2040構想研究会」が設置されました。この報告に基づき、平成30(2018)年7月には、第32次地方制度調査会による調査審議が行われております。

本市の総人口は、令和元(2019)年度の人口推計において、後期基本計画の最終年度である令和7(2025)年にピークを迎え、その後、減少に転じると想定しています。少子超高齢社会の進展とその先の人口減少への対応が課題となる中、後期基本計画期間中の今後6年間においては、現在の人口増加の状況をできるだけ維持し、その後の減少幅を最小限にとどめる“人口減少抑制策”に最も重点的に取り組んでいく必要があります。

令和2(2020)年度は、習志野市文教住宅都市憲章制定50周年にあたります。この記念すべき年から展開する後期基本計画は、「魅力ある暮らしのできる習志野へ“新しいひとの流れ”づくりの強化」を戦略のイメージとして掲げ、新たに「将来を見据えた都市空間の整備」「魅力ある暮らしづくりの推進と地域共生社会の実現」の2つの重点事項に取り組んでまいります。

なお、本計画は、国のまち・ひと・しごと創生法第10条に基づいた地方版総合戦略に位置付けられる、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」と一体的な計画といたします。また、国際社会全体の開発目標として国連で定められたSDGs(持続可能な開発目標)を踏まえた計画としております。

結びに、本計画の策定にあたり、市民の皆様のご理解、ご協力、ご支援をお願い申し上げますとともに、長期計画審議会委員の皆様、ご指導くださいました市議会議員の皆様をはじめ、市民意識調査、大学生意識調査、意見交換会などにご協力いただきました多くの皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月 習志野市長

宮本泰介



○習志野市文教住宅都市憲章

昭和45年3月30日議決
改正 昭和60年3月28日議決

わたくしたち習志野市民は、わたくしたちおよび次の世代をになう子どもたちのために、静かな自然をまもり育てていかなければなりません。

それは、教育および文化の向上をささえるまちづくりの基盤となるものであり、健康で快適な生活を営むために欠くことのできない基本的な条件だからです。

しかし、人間はすぐれた文明をつくりだすいつぼう、自然を破壊し、わたくしたちの生命、身体をむしばみ、教育および文化の正常な発展を阻害していることも事実です。

そこで、わたくしたち習志野市民は、ひとりびとりの理解と協力のもとに、創意工夫し、たゆまぬ努力をつづけながら、理想とするまちづくりのために次のことを宣言し、この憲章を定めます。

Ⅰ わたくしたち習志野市民は、青い空と、つややかな緑をまもり、はつらつとした若さを失わないまちをつくります。

Ⅰ わたくしたち習志野市民は、暖かい生活環境をととのえ、住みよいまちをつくります。

Ⅰ わたくしたち習志野市民は、教育に力をそそぎ、すぐれた文化をはぐくむ調和のとれたまちをつくります。

(憲章の目的)

第1条 この憲章は、習志野市の現在および将来にわたるまちづくりの基本理念を定めることにより、習志野市の健全な発展を保障することを目的とする。

(市民のつとめ)

第2条 市民は、教育、文化の向上に望ましい環境を維持するようつとめなければならない。

第3条 市民は、清潔で秩序ある生活環境を保持し、快適な生活を営むようつとめなければならない。

第4条 市民は、文教住宅都市を建設するために行なう市長およびその他関係機関の施策に協力するようつとめなければならない。

(市長および関係機関のつとめ)

第5条 市長は、都市施設の整備にあたり、常に市民の生命、身体および財産の安全を第一義として生活の利便に供するようつとめるとともに、かつ教育、文化の向上を根幹とするよう配慮しなければならない。

第6条 市長は、文教住宅都市としての機能を保持するため必要があるときは、他の団体に協力を求め、または適切な指導、助言を行なわなければならない。

第7条 市長およびその他の関係機関は、理想とするまちづくりの実現のため、市民に理解を求め、自由な意見を聞く機会を積極的に設けるようつとめなければならない。

(補則)

第8条 この憲章は、公布の日から起算して6ヵ月以内において市長が別に定める日から施行する。

(昭和45年規則第24号で昭和45年9月30日から施行)

第9条 この憲章を施行するために必要な事項は、条例および規則で定める。

目次

後期基本計画の策定にあたって

I 後期基本計画の策定

- I-1 計画策定の趣旨 2
- I-2 計画の構成と期間 3
- I-3 計画の位置づけ 4
- I-4 計画の考え方 5
- I-5 計画の進捗管理 5

II 習志野市の概況

- II-1 習志野市の沿革と概況 6
- II-2 人口概況と将来推計 8
- II-3 財政概況 16

III まちづくりについての「市民の声」

- III-1 市民意識調査・大学生意識調査結果の概要 19
- III-2 市民意見交換会の概要 23

IV 前期基本計画およびまち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題

- IV-1 前期基本計画の実績と課題 27
- IV-2 まち・ひと・しごと創生総合戦略の実績と課題 31

V まちづくりの課題

- V-1 市政を取り巻く社会動向 35
- V-2 本市のこれからのまちづくりの課題 38

目次

後期基本計画

I 財政計画	40
II 後期基本計画で取り組む重点事項	
II-1 後期基本計画におけるまちづくりの重点事項 ～“新しいひとの流れ”の強化～	42
II-2 令和7年度までに取り組む重点事項	43
III 後期基本計画	
III-1 施策体系	45
III-2 施策の見方	48
III-3 将来都市像を実現するための3つの目標	50
第1章 支え合い・活気あふれる「健康なまち」	50
第2章 安全・安心「快適なまち」	83
第3章 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」	133
III-4 自立的都市経営の推進	165
IV まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2期）	
IV-1 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略(第1期)について	179
IV-2 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略(第2期)について	181
IV-3 SDGs（持続可能な開発目標）の推進	187

参考資料

I 策定に係る資料	
I-1 計画策定経過	190
I-2 会議・審議などに係る資料	192
II 基本構想・条例および宣言など	
II-1 基本構想・条例	201
II-2 宣言	214
II-3 習志野市組織図	215